

第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標① こども・若者の社会参画・意見反映

〈目指す姿〉

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、生まれながらにして権利の主体、かつ大人と同じく権利が尊重されるべき存在であるとの認識のもと、社会参画や意見反映の機会を設け、こども・若者の意見等を中津市の施策に反映させることにより、こどもの最善の利益を追求する「こどもまんなか社会」のまちを目指します。

〈基本施策〉

○基本施策Ⅰ こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有及び意見反映

基本施策1 こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有及び意見反映

〈現状と課題〉

- こども基本法の制定により、こども・若者は心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることが明記されました。一方で、これまでの中津市の施策は主に保護者の利益を追求してきたものであり、こども・若者本人の声を聴き、またそれを施策に反映させる仕組みを構築する必要があります。
- 「こどもまんなか住み良いなかつ」を実現するためには、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、最善の利益を図る必要があります。そのため、こども・若者が権利の主体であることを含め、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を社会全体に周知し、考えを共有するため、積極的な情報発信に取り組む必要があります。
- 令和5年度に実施した市内中学校2年生本人へのアンケート結果によれば、大人に意見を伝えやすい方法・手法として、スマートフォンやタブレットを活用したオンラインによる回答が有効とされているため、こども・若者の意見を聴く際には留意が必要です。

施策 No.1-1

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有及び意見反映

〈施策の方向性〉

平成6年に子どもの権利に関する条約が批准されましたが、その条約の精神にのっとり、令和5年にこども基本法が施行されたことにより、ようやく我が国においてもこどもの権利を保障する体制が整いつつあります。

こども基本法第3条では、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保することとされています。

中津市においても、こども・若者が権利の主体であることを市民の皆様によく周知するとともに、実際にこども・若者本人から意見を聴き、それを施策に反映させることにより、こども基本法の基本理念を体現していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
1 新規	こども・若者会議	子育て支援課	こどもから直接市政に対する意見を聴取する機会を設けることや、気軽に意見を言える体制を整え、こども本人の意見を各種施策に反映させていただきます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		0回/年	1回/年	1回/年
2 新規	こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成	子育て支援課	こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、子育てしやすい環境を整えることが重要です。そこで、積極的に子育てに関する情報発信を行うこと等により、機運の醸成を図ります。		
3 新規	こどもまんなか応援サポーター	子育て支援課	令和5年に大分県及び県下市町村と共に「こどもまんなか応援サポーター」合同宣言を行いました。こどもの意見を聴き、またその意見を尊重する、社会全体で子育てを行う機運醸成に引き続き取り組みます。		
4	みんな活躍授業の推進	学校教育課	児童・生徒全員が考えを表現する機会を設ける等の授業改善を行っています。このことにより、「先生が教える授業ではなく、こども達が学ぶ授業へ」変革し、児童・生徒の主体性を育みます。		
5	中津市人権を尊重する社会づくり推進条例の推進	人権・同和対策課	中津市では、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊重し、社会的身分、門地、人種、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別や人権侵害をなくすための行動を促すとともに、すべての人々の人権を尊重する社会の実現に向け「中津市人権を尊重する社会づくり推進条例」を制定しています。今後も、この条例の理念に基づき、すべての人々の人権を尊重する人権行政を推進します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
6	「第3次中津市男女共同参画計画」の推進	人権・同和対策課	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。
7	「第2期中津市教育振興基本計画」の推進	学校教育課	第2期中津市教育振興基本計画に基づき、豊かな心と人権感覚を養うために、すべての教育活動の中に道徳教育と人権教育の視点を位置づけ、児童生徒の発達段階に応じた道徳・人権教育の推進を図ります。



基本目標② ライフステージを通した重要な支援施策

〈目指す姿〉

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

〈基本施策〉

- 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 基本施策3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 基本施策4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 基本施策5 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援を含めた社会的養育の確立
- 基本施策6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

〈現状と課題〉

- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、多くの研究から、日々の生活や遊びが、豊かな感性、好奇心や探求心等を育み、さらに創造性を豊かにする等、夢に向かって人生を積み重ねていく土台となることが分かっています。そのため、親子が地域の資源を活用し、様々な人と関わり合いながら生活や遊び等の体験を通じて楽しめる環境づくりが必要です。
- 中津市は自動車関連の企業が集まる産業集積地域であり、親元を離れて就職し、結婚・出産を経験する人も少なくありません。そのため、中津市内にどのような遊びや体験ができる場があるのかについて、分かりやすく情報発信することが求められます。
- 近年は外国人労働者が増えてきており、同じ市民として共に社会生活を送っています。こども・若者が異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育を推進する必要があります。
- こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る必要があります。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及等の施策を講じる必要があります。

施策 No.2-1

遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

〈施策の方向性〉

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自らの遊びを充実、発展させていくことは、創造力や好奇心、自尊心、創造力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会を生き抜くうえでの必須のスキルを育みます。こども・若者が主体的に選択でき、多様な遊びや体験・活動、さまざまな人との交流ができる居場所づくりを進めるため、自由来館型の児童館や屋外公園を充実させるほか、若者が余暇を楽しめる施設や未就学児の親子の居場所も確保します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
8	児童館運営事業	子育て支援課	0歳から18歳までのこどもたちが、放課後や休日に自由に遊び、遊びを通じて多様な体験や交流をし、その成長を見守り、乳幼児期から思春期までの切れ目のない支援を行う児童福祉施設です。		
9 拡充	若者の余暇の充実	体育・給食課	野球・サッカー・ボルダリング等の若者に人気のスポーツ施設の整備等により、若者の余暇の充実を図っています。		
10	赤ちゃんの駅	子育て支援課	市内には多数の公共施設や民間施設が、外出先で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」として登録されています。ミルク用のお湯の提供を行っている駅もあり、親子の市内の外出を支援します。		
			現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
			69 施設	72 施設	75 施設
11	なかつ子育てサポートBOOK	子育て支援課	自然を活用した遊び場や、各子育て支援関係機関の情報等を網羅した冊子を作成し、ちょっとしたおでかけや各種イベント等に参加しやすい機運醸成及び情報発信を行います。		
12 拡充	屋外公園の充実	建設政策課	県内有数の大型遊具を有する公園や、ちょっとした遊び場としての公園について、遊具等の適切な維持管理を行い、親子が安心して遊べる居場所を確保します。		
			現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
			4回/年	4回/年	4回/年
13	なかつ・こどもいきいき プレイルーム	こども家庭センター	地域子育て支援拠点事業所の一つですが、その中でも、屋内でありながら広い面積を有し、未就学のこどもが思いっきり遊べる屋内施設です。暑い日や寒い日でも安心して親子と一緒に遊べる場として広く周知します。		
			現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
			—	34,630 人	32,466 人

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
14	歴史と文化の伝承	社会教育課	「第2期中津市教育振興基本計画」に基づき、市民だれもが中津の歴史や文化を身近に触れ、活躍できる場を提供し、伝統的な文化や歴史的遺産を後世に引き継ぐための支援を行い、地域への誇りと愛着を育てます。		
15	第三次中津市健康づくり計画	地域医療対策課	すべての市民が、生活しているだけでおのずと健康になる環境づくりや、楽しみながら自然に身体活動量が増えるようなしくみを推進し、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できるまち」の実現を目指します。		
16	親子ふれあいイベント	子育て支援課	ひとり親家庭にもものづくりや学びの場を提供し、ひとり親家庭の親及び子のふれあいの増進を図ることを目的に開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	年間開催数		1回/年	1回/年	1回/年
17	地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター	子育て支援センターの名前で親しまれており、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。市内7か所で実施しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

施策 No.2-2

こども・若者が活躍できる機会づくり

〈施策の方向性〉

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観と触れること、在住外国人への支援、ジェンダーギャップの解消、若者の就業支援、住宅支援等を推進します。中津市では、異文化交流や外国人への支援等を通じて、多様性に寛容なまちを目指します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
6	【再掲】 「第3次中津市男女共同参画計画」の推進	人権・同和対策課	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。		
18	男女共同参画週間の取り組み	人権・同和対策課	男女共同参画社会の実現に向けた標語コンクールや記念講演会、街頭キャンペーンを開催し、様々な方法で啓発活動を行います。		
19 拡充	在住外国人・留学生への情報提供と生活支援	総合政策課 企業立地・雇用対策課	外国人の方が暮らしの様々な困りごとなどについて夜間や休日にも相談できる一元的な窓口を設置し、相談内容に応じて支援窓口へつなぐなど、適切な情報提供を行います。また、外国人を雇用する企業に対し、外国人が働きやすい環境整備のための支援を行います。		
20 新規	外国人を受入れた事業所への人材育成支援	企業立地・雇用対策課	市内の歴史や観光に触れ、日本文化を学ぶ機会を提供し、外国人従業員の日常生活の充実を目的とし、「中津を学ぼう体験ツアー」を実施しています。また、資格取得に関する補助事業も行っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	外国人の資格取得支援事業補助金の利用者数		3人	5人	5人
21 拡充	空き家バンク制度	まちづくり推進課	市内全域の空き家を登録し、ホームページ等を通じ利用希望者を募る空き家バンクを運用しています。更に成約件数を増やすべく取組みを進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	5年間で累計 250 件		33 件	150 件 (R7～R9 累計)	250 件 (R7～R11 累計)
22	若者の地元への就業支援	企業立地・雇用対策課	企業合同就職説明会の開催により、地元企業への就労を支援しています。また、地元企業及び大分県立工科短期大学と連携し、小学生ものづくり体験授業を実施しており、地元ものづくり企業を知ってもらう機会としています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	合同就職説明会等の年間参加者数		235 人	280 人	280 人

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
23	産業創出の担い手育成	企業立地・雇用対策課	産業創出の担い手となる人材を発掘・育成するため、起業希望者や起業家の新たなビジネスづくりの学びの機会を提供する、創業・新規事業構築セミナーや女性起業家支援事業を開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	中津市創業支援等事業計画に基づく年間創業者数		15 人	20 人	20 人
24	日本語教室 「あい♡ことば」	社会教育課	日本語を母語としない児童と保護者が集い、日本文化や日本語を中心とした日々の学習について学ぶ場を提供します。		
25 拡充	日本語指導員の配置	学校教育課	日本語の理解のために支援が必要で、学校教育に困りのある小中学校の児童生徒に、支援を行います。		
26 新規	中津市立中学校標準服の導入	学校教育課	快適に自分らしく学校生活を送ることができる標準服として、機能的・経済性・多様性に配慮した同一デザインの上着を導入するとともに、ボトムスは本人の希望により、スラックス、スカート、キュロットから選択できるようにしています。また、上着のエンブレムやボタン等のデザインについて、児童・生徒の投票により決定したものを使用します。		

基本施策3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

〈現状と課題〉

- こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。
- こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があるとの認識のもと、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。
- 保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする必要があります。
- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者の社会的孤立防止のため、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実やこどもの居場所づくりなど、各段階における支援が切れ目なく行われるよう、様々な関係機関が密接に連携して関連分野における総合的な取組を進める必要があります。

施策 No.3-1

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

〈施策の方向性〉

貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きていくことを防ぐため、経済的な支援やセーフティネットにつなげる相談体制の構築を推進します。中津市では直接的な金銭援助のほか、様々な関係機関が連携する「切れ目のない顔の見える支援」に力を入れており、どの窓口にも相談しても最適な機関に繋がり、適切な支援が受けられる体制を構築しています。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
27 拡充	児童手当	子育て支援課	高校生年代までのこどもを養育している人に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。		
28 拡充	児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を援助し、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。		
29	こども家庭センター (児童福祉機能)	こども家庭センター	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。		
30	要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		2回/年	2回/年	2回/年
31 拡充	こども医療費の助成	こども家庭センター	高校生年代以下のこどもの入院・通院医療費を助成しています。すべてのこどもが安心して医療が受けられるよう、医療費助成制度の充実に努めます。		
32	こども食堂の開設支援	子育て支援課	こども食堂の新規開設や機能強化を支援する補助金を交付します。地域のこどもたちが食事や団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができるこどもの居場所づくりを進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	こども食堂の新規開設か所数		1か所	1か所	1か所

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
33	助産・母子保護制度	こども家庭センター 福祉政策課 福祉支援課 市民病院	助産制度は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、入院費用を援助する制度です。母子保護制度は、母子生活支援施設へ入所し、母子の生活安定と自立支援を図る制度です。困窮する妊産婦に対し、相談支援機関や市民病院が積極的に関与し、どのような状況でも安心して出産できる環境づくりに努めるほか、DV や生活困窮等で支援が必要な母子の保護に努めます。		
34	生活困窮者自立相談支援窓口	福祉政策課	社会福祉協議会に窓口を設置し、生活困窮者に対する支援や適切に生活保護制度につなげる対応を図っています。		
35	母子父子自立支援員	こども家庭センター	こども家庭センター内に母子父子自立支援員を1名配置し、住居や生活、就労、教育、DV等の関係機関と連携して支援しています。ひとり親家庭等のワンストップ相談窓口と位置付け、総合的かつ計画的な支援を行います。		
36	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭センター	ひとり親家庭等のこどもの修学のための資金、保護者等の資格取得のための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。		
37	ひとり親家庭のための無料法律相談	こども家庭センター	大分県母子家庭等就業・自立支援センターと協働で、年に1回程度、無料法律相談会を開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		1回/年	1回/年	1回/年
38	放課後児童クラブ保護者負担金助成事業	子育て支援課	児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対し、大分県の事業として放課後児童クラブ保護者負担金の一部を助成しています。また少子化対策として、中津市独自でこどもが2人以上の多子世帯に対する助成も実施します。		
39 拡充	就学援助制度	学校教育課	こどもの就学に際して経済的な援助が必要な保護者へ、必要な費用を支給しています。		
40	子育て用品等のリユースの取り組み	清掃管理課	中津市役所ロビーに「ゆずります、ゆずってください」コーナーを設置し、学生服・ベビーカー・おもちゃなど利用者がそれぞれ要らないもの・欲しいものを提供しています。 また、クリーンプラザ3階の「アース君の部屋」で、学生服・ベビーカー・おもちゃなど利用者がそれぞれ要らないものを持ち寄り、代わりに欲しいものを持って帰る物々交換の場を提供しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	利便性の向上		随時	随時	随時
41	中津市奨学資金	学校教育課	高校進学者及び准看護師養成所に進むもので、学業、人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難なものを対象に奨学資金を贈与します。		
42	生理用品支援事業	学校教育課	小中学校において、保健室及び女子トイレの個室ブース等に配付用の生理用品と生理用ショーツを準備します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
24	【再掲】 日本語教室 「あい♡ことば」	社会教育課	日本語を母語としない児童と保護者が集い、日本文化や日本語を中心とした日々の学習について学ぶ場を提供します。
43	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。
44	ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者と児童の医療費を助成しています。
45	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格や技能を取得する場合、指定教育講座の受講に係る費用を助成しています。
46	ひとり親家庭への就労支援	子育て支援課	児童扶養手当の現況届受付期間中に中津市役所内にハローワーク中津の特設窓口を設置する等、児童扶養手当受給者を対象とした就職支援を行っています。
47	高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	ひとり親が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で6ヶ月以上修業する場合、就業期間中(上限4年)の生活費を支給します。
48 新規	支援対象児童等 見守り強化事業	こども家庭センター	困りや不安を抱える子育て世帯の居宅を訪問するなどして状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を推進します。

基本施策4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

〈現状と課題〉

- こどもの発達に課題が見られた場合、早期に発見し、適切な支援や療育につなげていく必要があります。保護者の障害受容等に配慮した支援体制の充実が求められています。また、保護者やこどもに関わる機関の関係者の発達障害に対する正しい理解を深める必要があります。
- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等において、適切な教育・保育が受けられる体制の整備が必要です。
- 中津市は、児童通所支援や放課後等デイサービスの利用者が増えており、それぞれの事業所も増加しています。こどもにとってふさわしいサービスにつなげていくため、各事業所において質の確保に取り組む必要があります。



施策 No.4-1

障がい児支援・医療的ケア児等への支援

〈施策の方向性〉

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援するとともに、保護者等家族への支援も推進します。中津市では特に、放課後等デイサービス等の療育の場としてのこども本人の居場所の確保や保護者に対する相談体制の充実のほか、小学校就学前の5歳児と1年生の2年間で円滑に接続するため、インクルージョンの視点を取り入れた「架け橋期のカリキュラム」を作成しています。教育委員会と健康福祉部が連携しつつ、障がい児保育事業や保育所等訪問支援事業等様々な施策を通じてインクルージョンを推進します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
49	巡回支援事業・保育所等訪問支援事業	福祉支援課 保育施設運営課	幼児教育・保育施設や学校等のこどもが集まる施設に心理士や作業療法士など発達障がい等の知識を有する専門員が訪問し、障がい児が“気になる”段階から支援を行うために、職員等に対して相談・助言を行っています。障がいのある児童の集団生活への適応や、障がいの早期発見・早期対応のための支援に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	巡回支援を利用する施設の割合		30%	60%	90%
50 拡充	障がい児通所支援	福祉支援課	児童発達支援 18 か所、医療型児童発達支援1ヶ所、放課後等デイサービス 22 か所、保育所等訪問支援3か所で通所支援を実施しています。障がい児の利用ニーズ等を考慮し、円滑な利用の促進を図ります。		
51	障がい児相談支援	福祉支援課	障がいのある児童の適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児支援利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリング等を行っています。		
52	障がい児への支援機器の支給や医療の給付	福祉支援課	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具や日常生活用具を支給、育成医療の給付を行っています。		
53	障がい児余暇活動支援てくてく	福祉支援課	障がいのある児童が余暇を充実して過ごすための活動の場を、社会福祉協議会が提供しています。軽スポーツやレクリエーション等、障がいのある児童が楽しく体を動かすことができるよう、内容の充実に努めます。		
54	訪問系・日中活動系サービス	福祉支援課	居宅介護 12 か所、短期入所5か所、日中一時支援3か所、移動支援5か所、行動援護2か所で居宅訪問や日中活動等の支援を実施しています。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
55	地域活動支援センター	福祉支援課	障がいのある児童等に創作活動や交流の場を提供し、相談支援も行っています。利用児童等がくつろぎ、自由に過ごせる場所づくりに努めます。		
56 拡充	障がいのある児童への保育の支援	子育て支援課 保育施設運営課 学校教育課	幼児教育・保育施設や放課後児童クラブにおいて、職員の加配等により、障がいのある児童の受入を支援しています。保護者の就労支援にも資する取組です。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	障がいのある児童を受け入れる施設の割合		70%	80%	90%
57	障がいのある保護者の支援	福祉支援課	中津市障がい者プランに基づいて、障害福祉の充実に努めています。障害福祉サービスと子育て支援サービスを効果的に組み合わせる等、関係支援機関が相互に連携し、寄り添いの個別支援や家族支援を図ります。		
58	特別児童扶養手当・障害児福祉手当	福祉支援課	心身に障がいのある児童や保護者の精神的・物質的負担の軽減と福祉の増進を図るため、手当を支給しています。		
59	在宅重度障害者(児)住宅改造助成事業	福祉支援課	在宅の心身に重度の障がいがある人が、住宅設備を改造する場合に、その費用の一部を助成します。在宅の障がいがある児童の日常生活の利便性向上を図るため、本事業が有効活用されるよう制度の周知に努めます。		
60	中津市自立支援協議会こども部会	福祉支援課	障がい福祉や保健、保育、教育等に関わる福祉事業所や行政機関等で構成されています。障がいのあるこどもやその家族に対して、乳幼児期から学校を卒業するまで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制づくりを目標に活動します。		
61	相談支援ファイル「あすなろ」	学校教育課	支援を必要とするこどもに必要な支援が継続して行われるよう、こどもの育成歴の記録、サービス利用状況等を1冊にまとめて保管ができるファイルを配布しています。これにより、進学等の際にスムーズな情報の引き継ぎを可能とします。		
62 新規	医療的ケア児在宅レスパイト事業	福祉支援課	在宅で医療的ケア児の看護・介護を行う家族に対し、家族の負担軽減及びレスパイトを図るため、保険適用外(医師指示書の範囲以上、外出時など)で訪問看護を利用した場合の利用料について助成を行います。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	指定訪問看護事業所数		3事業所	4事業所	5事業所

基本施策5 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援を含めた社会的養育の確立

〈現状と課題〉

- 平成18年に設置された「中津市要保護児童対策地域協議会」では、児童福祉・保健医療・教育・警察・司法等の関係者が委員として構成されている代表者会議の開催（年2回）や、各関係機関の要保護児童の支援に携わる実務者による実務者会議を開催（毎月1回）しており、引き続き顔の見える関係づくり、機関相互の円滑な連携のため情報交換や協議を行っていく必要があります。
- 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。
- ヤングケアラーについては近年社会問題として取り扱われることが増えてきたものの、周囲の大人のみならず、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいという課題があります。早期発見及び早期支援を行うため、広報等の啓発活動や教育委員会等の関係機関と連携して支援を行っていく必要があります。また、ヤングケアラーの支援については、「介護（高齢）」「障害」「子ども・子育て」「学校教育」「地域づくり」など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を一体的に実施できるよう、「重層的支援体制整備事業」の中で、支援の在り方を協議し地域の関係機関と連携して、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援体制を整えていく必要があります。
- こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を優先することを念頭に、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、地域全体で支える社会的養育の推進を図る必要があります。これらの子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援のための体制強化として、令和6年度に設置された「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援と、必要な地域資源の開拓にも努めながら、地域の関係機関との連携協働した支援体制の充実・強化を図る必要があります。

施策 No.5-1

児童虐待防止対策等の更なる強化及び社会的養育の確立

〈施策の方向性〉

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。しかし一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供する必要があります。中津市では「要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、様々な関係機関との情報共有や顔の見える連携を図ることで、児童虐待を早期に発見し、包括的な支援に努めます。

また、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は養育環境の改善に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親の確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合の児童養護施設との連携に努めます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
63	ホームスタート	こども家庭センター	未就学児のいる家庭にボランティア（ビジター）が訪問し、傾聴と協働により、アウェイ育児（出身地以外での育児）等に悩む保護者を支援しています。保健師と連携して制度周知や利用促進を図るほか、ビジターの養成に努めます。		
64	養育支援訪問事業	こども家庭センター	赤ちゃん訪問や乳幼児健診の結果等により、養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
29	【再掲】 こども家庭センター (児童福祉機能)	こども家庭センター	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。		
30	【再掲】 要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		2回/年	2回/年	2回/年

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
65	保育コーディネーターの活用	保育施設運営課	市内 25 施設で、特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者が保育コーディネーターとして活動しています。全施設に保育コーディネーターが配置されるよう、県と連携して保育コーディネーターの養成に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	保育コーディネーターを配置する施設の割合		70%	80%	90%
66	中津方式の社会的養育に関わる対応・人材育成システム	こども家庭センター	スペシャルケア研究会、母子保健事業研究会、家族支援に関する合同研修会等の官民が一体となった取り組みにより、社会的養育に関わる支援者が相互に連携・研鑽を深め、要支援家庭等の早期発見・早期支援に努めています。		
67	こども家庭センター	こども家庭センター	令和6年4月より母子保健と児童福祉の機能を一体化し、切れ目のない、またより身近な相談機関として、包括的な支援を行います。		
68 拡充	子育て短期支援事業	こども家庭センター	保護者の出張や冠婚葬祭、病気、育児疲れ等により、こどもの養育ができない場合に、児童養護施設、乳児院、里親において短期間の宿泊等でこどもを預かります。また、多様化するニーズに対応するため、親子での利用やこどもからの希望による利用など拡充を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。		
69 新規	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
70	児童養護施設との連携	こども家庭センター 学校教育課	入所児童の学習支援や生活支援、退所後の自立支援や施設と地域の交流支援を行っています。		
71	里親の推進	こども家庭センター	大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、里親制度説明会を開催しています。中津市でも様々な媒体を用いて周知広報に努めます。		

施策 No.5-2

ヤングケアラーへの支援

〈施策の方向性〉

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいという問題があります。そのため中津市では、教育委員会と連携して早期発見を目指すため、コーディネーターを配置するとともに、毎月教育委員会と情報共有の場を設けています。実際に困りのある家庭にはヘルパー等を派遣し支援します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
69 新規	【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
72 新規	ヤングケアラー支援事業	こども家庭センター	親の介護や幼いきょうだいの世話などを行うヤングケアラーの早期発見早期支援につなげるため、コーディネーターを配置し、啓発活動や、教育委員会等関係機関と連携し支援を行います。		
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。		

基本施策6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

〈現状と課題〉

- 平成28年の自殺対策基本法の改正により、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、中津市においても「中津市自殺対策計画」が策定されています。しかし、大人の自殺とこども・若者の自殺については、その要因やSOSサインの出し方も異なる傾向があることから、こども・若者に合わせた対策が必要です。
- 中津市においては令和2年度に小中学校における児童生徒1人1台タブレット端末の整備が行われ、こどもがインターネット上の世界と触れ合う機会が一気に増大されましたが、それに伴い、情報モラル教育や実際にインターネット犯罪等からこどもを守る取組みが急務とされています。
- 令和5年11月に就学児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、子育てをするうえで行政等からして欲しいサポートとして、登下校や放課後等の見守りをして欲しいという意見が11件ありました。行政が行える通学路の安全点検等をしっかり行っていく必要があります。



施策 No.6-1

こども・若者の自殺対策

〈施策の方向性〉

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、中津市でも、「中津市自殺対策計画」のもと、関係機関や関連施策と連携し、生きることの包括的な支援体制を構築しています。また、周りに相談できないこどもに配慮し、タブレット端末から相談窓口アクセスできるルートを確保するほか、いじめが発生した際にも、専門家である第三者機関が調査や対応ができる体制を構築しており、誰も自殺に追い込まれることのないよう、緊張感をもって体制強化を図ります。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
73	いじめ問題への対策強化	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会を設置し関係機関の連携を推進するとともに、教育委員会の諮問機関としていじめ問題専門委員会を設置することにより、第三者である専門家による調査や対応を可能としています。
74	いじめ相談窓口	学校教育課	大分県が開設する相談窓口「いじめ・不登校相談」、「24 時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口について、小中学生に1人1台配布されているタブレット端末を用いて、こども本人がいつでもアクセスできる環境を整備しています。
75	こころの悩み相談窓口	福祉支援課	先の見えない不安や、生きづらさを感じる等のこころの悩みについて、24 時間対応の電話窓口やSNS相談窓口を一覧にし、市のホームページで公開します。
76	「中津市自殺対策計画」の推進	福祉支援課	自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があるため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携し、「生きることの包括的な支援」を推進します。

施策 No.6-2

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

〈施策の方向性〉

社会の情報化が加速度的に進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。しかし一方で、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中で、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。中津市では、GIGA スクール構想により小中学校の児童生徒1人1台タブレット端末の整備が行われていますが、有害情報を遮断するフィルタリングソフトを導入するとともに、情報活用能力を最大限活かすため、教員や児童生徒に対する情報モラル教育を推進します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
77 新規	フィルタリングソフトの導入	学校教育課	小中学校に導入している1人1台タブレット端末について、有害情報を阻止し、犯罪被害から児童生徒を守るため、フィルタリングソフトを導入します。
78 拡充	情報モラル教育の推進	学校教育課	学校の教育課程の情報教育の計画の中に、情報モラルの教材を扱う学習を位置付け、情報モラル教育を推進します。

施策 No.6-3

犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備（「子ども・若者の性犯罪・性暴力対策」を含む）

〈施策の方向性〉

全国的に、子どもが心身に一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況となっています。子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、通学路や遊具の点検、防犯・交通安全対策等について、関係各課が連携して取り組みます。また、新たに開始される「日本版DBS」制度についても、積極的な導入を検討します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
79	自主防犯パトロール隊への支援	市民安全課	ボランティア隊員による下校児童の見守り、巡回パトロール活動、被害防止啓発活動を行っています。犯罪から子どもを守る環境整備を進めます。
80	中津市安心パトロール隊による見守り活動	市民安全課	安心パトロール車4台で、市内全域をパトロールし「見せる・見える・知らせる」パトロール活動を展開しています。学校、放課後児童クラブ、幼児教育・保育施設周辺の安全パトロールを強化します。
81	安全・安心関連情報の収集・提供	市民安全課 防災危機管理課	大分県警察の「まもメール」や中津市の「なかつメール」等を活用して、安全・安心関連情報の収集及び提供を行っています。保護者に対し「まもメール」や「なかつメール」等の利用を促進します。
82	交通事故や犯罪を防ぐための広報・啓発活動の推進	市民安全課	各種ボランティアや関係機関・団体との連携により、広報活動や街頭啓発活動、推進大会等を実施しています。市民、警察、行政が一体となり交通事故や犯罪のない、子どもや保護者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
83	交通安全教育の推進	市民安全課 保育施設運営課 学校教育課	交通安全協会と連携して、学校や幼児教育・保育施設にて交通安全教室を開催しています。児童の年齢等に応じて、段階的・体系的な交通安全教育を推進します。
84	救急法の指導	消防本部総務課	学校や幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの保護者や職員を対象に、乳幼児救急講習会等を実施しています。市民が正しい応急処置法を身につけられるよう、指導・啓発を更に強化します。
85	通学路の安全点検	学校教育課 建設土木課	通学路が良好な状態で保全されるよう関係各課が連携して維持管理に努めています。子どもの事故を未然に防ぐため、通学路の安全点検を徹底します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
86	遊具の安全点検	教育総務課 保育施設運営課 建設政策課	遊具が良好な状態で保全されるよう各担当課において維持管理に努めています。必要に応じて修繕、撤去を行うとともに、遊具を新設するなど、こどもの事故を防ぎながら計画的な整備を実施します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	公園の遊具点検回数		4回/年	4回/年	4回/年
	保育所、幼稚園及び小学校の遊具点検回数		1回/年	1回/年	1回/年
87	乳幼児救急講習会	こども家庭センター	生後6ヶ月から2歳児の保護者を対象に、救急救命士による講話と応急手当の実技講習を年2回実施しています。家庭におけるこどもの事故の未然防止を図ります。		
88 新規	日本版DBS	子育て支援課	こどもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する「日本版 DBS」制度の施行に際し、委託事業や補助事業についても積極的な導入を検討します。		

基本目標③ ライフステージ別の重要な支援施策

〈目指す姿〉

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

〈基本施策〉

- 基本施策7 こどもの誕生前から幼児期まで
- 基本施策8 学童期・思春期
- 基本施策9 青年期

基本施策7 こどもの誕生前から幼児期まで

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学前児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、中津市における子育てのしやすさについて、満足感があったと回答した人は75.2%でしたが、平成30年度に実施した前回調査では82.9%であったため、7.7ポイント下がっています。
- 若年妊娠や高齢出産等、母子健康手帳交付の時点から継続支援が必要と判断される妊婦が増えてきています。また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化等により、周囲に子育てを支援してくれる人がいない状態で、育児不安を抱えながら子育てをしている家庭もあります。医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図り、複雑化・多様化している課題に、柔軟に対応していく必要があります。
- 幼児教育・保育施設はこどもが多く時間を過ごすため、質の高い乳幼児教育を提供していくことが必要です。教育委員会と福祉部局が連携し、認可外保育施設も含めたすべての教育・保育施設において、質の確保を図る必要があります。
- 病児・病後児保育について、令和5年11月に就学前児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.1%となっており、平成30年度に実施した前回調査では22.9%であったため、17.2ポイント増加しています。
- 中津市では平成29年度以降、幼児教育・保育施設における待機児童は発生していません。

施策 No.7-1

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

〈施策の方向性〉

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期であると言えます。中津市では、医師会及び市民病院等と連携して小児救急センターを運営し、夜間休日の急患対応について、初期診療を小児救急センター、その後方の二次医療を市民病院が行い、365日24時間体制で安心して暮らせる医療体制を確保しています。また、市民病院は圏域で唯一の地域周産期母子医療センターであり、産科と小児科が連携して周産期に係る高度な医療行為を行うことができます。妊娠・出産から新生児にいたる医療の安全性を確保し、また発達相談会等を通したきめ細やかな支援に努め、市内で安心して暮らせる保健・医療体制を推進していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
89	利用者支援事業	こども家庭センター	こども家庭センターにおいて、妊産婦や子育て家庭の困りごと等に対し総合的な相談窓口を運営します。また、子育て情報誌や子育てアプリ等により情報提供や各種支援の紹介を行っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
90 新規	妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)	こども家庭センター	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間)を実施し、必要な支援に繋がります。		
91	こども家庭センター(母子保健機能)	こども家庭センター	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ窓口で、保健師や助産師等の専門職が支援します。		
92	地域の小児医療の維持と充実	地域医療対策課	医師会や歯科医師会の協力の下、休日当番医の取り組みや市民病院の医師確保等を行い、小児医療を含む地域医療の維持・充実に努めます。		
93	小児救急医療の充実	市民病院	周辺医師会や各大学、近隣病院の協力により、小児救急センターの運営を行っています。夜間休日の急患対応について、初期診療を小児救急センター、その後方の二次医療を市民病院が行い、365日24時間体制で安心して暮らせる医療体制を維持します。		
94	地域周産期母子医療センター	市民病院	中津市民病院は圏域で唯一の地域周産期母子医療センターであり、産科と小児科が連携して出産前後に係る高度な医療行為を行うことができます。安心して生み育てられる環境を維持します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
95	予防接種費用助成	こども家庭センター	任意予防接種に係る費用助成をしています。赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の機会を利用して周知を行い、予防医療の推進に努めます。		
96	妊婦・赤ちゃん健康相談、育児電話相談	こども家庭センター	保健師等が各地区の公民館等を巡回し、身長・体重の測定等と併せて相談に応じるほか、電話による相談にも応じています。		
97	乳幼児健康診査	こども家庭センター	乳幼児の診察や健康相談を実施しています。乳幼児の病気等の早期発見と早期療育に向け、健診の受診勧奨や保護者の育児不安等へきめ細かな支援を行い、すべての未受診児の状況把握に努めます。		
98	こどもの発達相談会	こども家庭センター	こどもの発達に関する相談会を毎月1回実施しています。こどものことばや運動面、行動面等で気になることについて、保健師等の専門職が相談に応じ、保護者へのきめ細かな支援に努めます。		
99	離乳食講習会	こども家庭センター	栄養士による講話と試食会を実施し、離乳食の進め方や作り方の講習を行っています。併せて、成長段階に応じ母乳やミルクだけでは栄養が不足すること、噛むことであごの発達や歯並びが整うこと等を啓発し、乳幼児期に食べることの重要性を啓発します。		
100	乳幼児むし歯予防教室	こども家庭センター	生後6ヶ月から2歳児の保護者を対象に、歯科医による講話を年2回実施しています。歯科医による講話を通じ、保護者に口腔ケアの重要性を啓発し、こどものむし歯予防を推進します。		
101	幼児フッ化物塗布	こども家庭センター	歯科医院に委託し、幼児にフッ化物の塗布を実施しています。保護者にフッ化物の有効性を啓発し、こどものむし歯予防の取り組みを強化します。		
102	妊娠・出産・育児関連図書及び環境の充実	小幡記念図書館	図書館に「マタニティーコーナー」を設置し、各種専門書や司書によるおすすめ本などを揃え妊娠・出産から育児に関連する情報を幅広く提供しています。		
103 新規	産後ケア事業	こども家庭センター	不安や負担を抱える産婦に対し、産科医療機関等において出産後のサポートを行います。		
104 新規	産婦健診	こども家庭センター	産後うつや自殺予防を図るため、大分県内の産科医療機関及び助産院に委託し、産後2週間、産後1か月の2回、健康状態や育児環境把握のため産婦健診を実施します。		
105	こんにちは赤ちゃん訪問	こども家庭センター	乳児家庭全戸訪問事業のことで、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

施策 No.7-2

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

〈施策の方向性〉

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であるところですが、その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。中津市では、平成 28 年度を最後に待機児童は発生しておらず、また延長保育や休日保育、また病児・病後児保育といった、保護者のニーズに合わせた保育サービスの拡充を図ってきました。しかし、保育時間をどんどん延長するといったサービスが、親と子の愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成等が必要な時期に、こどもにとって本当に良いことか検討する必要があります。今後は、小学校と幼児教育・保育施設とが連携してカリキュラムを作成することや、保育内容の充実を図ることにより、こどもの成長の保障と遊びの充実を推進していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
17	【再掲】 地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター	子育て支援センターの名前で親しまれており、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。市内7カ所で実施しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
106	子育て支援活動の展開を図る取り組み	こども家庭センター	子育て支援センター等において、食育や遊び、自然体験等の活動を通じ、こどもだけでなく親も一緒に成長できるプログラムに取り組むほか、大学教授等専門家による育児相談も行います。		
107	子育てサークル支援	こども家庭センター	公民館等を拠点に、子育て中の保護者がお互いの親睦と交流を深めるサークル活動に対し、活動費の助成を行います。活動を推進することで、子育ての孤立化等の未然防止に寄与し、子育てしやすい環境づくりの推進を図ります。		
108	病児・病後児保育事業	保育施設運営課	病気や病後のこども(小学生以下)を保護者が家庭で養育できない場合に、専用施設(病児・病後児各1ヶ所)で預かります。定員に対する受入れの効率化に取組みます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
109	保育需要への対応と 保育内容の充実	保育施設運営課	認可保育所 21 ヶ所、認定こども園 13 ヶ所、地域型保育事業1ヶ所で保育を実施しています。保育士の各種研修への参加を促進し、保育サービスの質的向上を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	実施施設数		35 施設	35 施設	35 施設
110	延長保育事業	保育施設運営課	認可保育所、認定こども園で延長保育を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた延長保育の実施に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
111	休日保育事業	保育施設運営課	認可保育所1ヶ所で休日保育を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた休日保育の促進に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	実施施設数		1施設	1施設	1施設
112	幼稚園におけるサービスの充実	学校教育課	公立幼稚園において、給食の実施や午後及び長期休業期間中の預かり保育を実施しています。		
113 拡充	保育士・幼稚園教諭就職応援金支給事業 保育士等奨学金返還支援事業	保育施設運営課	市内の民間保育施設に就職する保育士等に対し応援金を支給するとともに、保育士等の奨学金返還に要する費用の一部を補助することにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ります。		
114	母子保健推進員の活動支援	こども家庭センター	母子保健向上のため、各地域の母子保健推進員が、各種母子保健事業の支援を行っています。		
115	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業	小幡記念図書館	7ヶ月児健診の際に絵本の読み聞かせを行うとともに、図書館から職員とボランティアで読み聞かせの大切さを伝え、一人に2冊の絵本をプレゼントしています。絵本の読み聞かせを通じた親子のふれあいを推進するほか、おはなし会やあかちゃんタイム等の取り組みを並行して行うことで、子育て世代の図書館利用を促進し、図書館ならではの子育て支援に努めます。		
116 新規	架け橋プログラムの推進	学校教育課 保育施設運営課	教育委員会と健康福祉部が連携して作成した「中津市モデル版架け橋期のカリキュラム」を踏まえ、原則として各小学校区単位において学校と幼児教育・保育施設とが連携してカリキュラムを作成することにより、円滑な接続を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	市内保育施設への周知を目的として研修会を開催		作成中	実施	実施

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
117	大分県幼児教育センターの活用	学校教育課 保育施設運営課	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーを積極的に活用するよう促し、各施設における幼児教育・保育の充実を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーの周知		1回/年	1回/年	1回/年
118	特色ある幼児教育・保育の推進	保育施設運営課 学校教育課	各幼児教育・保育施設ごとに外国語や音楽、体育等それぞれの強みを活かした特色ある幼児教育・保育を実践しています。		



基本施策8 学童期・思春期

〈現状と課題〉

- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。
- 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが必要です。

施策 No.8-1

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

〈施策の方向性〉

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする必要があります。中津市では、授業改善等による学力向上の取組のほか、道徳や人権教育の視点を授業に取り入れることや、スポーツ及び文化・芸術に触れる機会を提供すること等を通して、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、公教育を充実させていきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
119	食育の推進	こども家庭センター 林業水産課 農政課 保育施設運営課 学校教育課	中津市食育推進計画に基づき、「バランスのよい朝ごはんを食べること」や「家族と楽しく食事をすること」等を推進しています。
120	学校給食の充実	体育・給食課	小中学校及び公立幼稚園の完全給食を実施しています。地産地消を推進し、安全・安心でおいしい魅力ある給食の提供に努めるほか、学校・家庭と連携して給食を通じた食育を推進します。
121	こどもが文化・芸術とふれあう機会の創造	小幡記念図書館 社会教育課	中津市歴史博物館、新中津市学校、木村記念美術館のイベント等において芸術文化にふれる機会を提供するほか、図書館では第3次中津市子ども読書活動推進実施計画に基づいた各種取り組みを展開しています。
122	スポーツの振興	体育・給食課 学校教育課	ニーズに応えるスポーツ施設の整備や身近な学校施設の多目的利用を図るほか、スポーツ協会やスポーツ推進委員、スポーツ少年団等と連携した指導者育成やイベントの開催、部活動やクラブ活動の支援により、こどもが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。
123	学童フッ化物洗口事業	学校教育課	小学校において1～6年生を対象にフッ化物の洗口を実施しています。歯が生えかわる時期からフッ化物洗口を定期的に行うことで、むし歯予防の高い効果が期待できることを児童・保護者に啓発します。
124	学校における健康教育	学校教育課	学校の養護教諭や保健所と連携し、児童・生徒に対し健康教育を実施しています。喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、性の正しい知識の普及に努めます。
125	豊かな心の育成	学校教育課	豊かな心と人権感覚を養うため、すべての教育活動の中に道徳教育と人権教育の視点を位置付けています。「考え議論する道徳」の授業を目指し、体験や問題解決を通じて実感が伴った学びを保障します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
126	新中津市学校	社会教育課	中津市学校の精神を受け継ぎ人材育成を図るため、中津市の新たな「学びの拠点」として運営しています。市民の「学びの場」を提供する他、慶應義塾と連携して福澤諭吉の精神を研究・広める事業を展開します。
127	学びのススメ	学校教育課	活用問題に取り組む短期集中講座、英検に取り組む英検塾、市内2カ所の児童養護施設に講師を派遣する児童養護施設出前教室を実施し、学力向上を図ります。
128	ALT・NET・国際化推進員の配置	学校教育課	外国人講師の派遣を受け入れることにより、外国語体験活動等を実施し、英語に親しむ児童生徒の増加を目指します。また、ALTの中から1名を国際化推進委員として配置し、外国語体験活動等を実施します。
129	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校教育課	地域住民が学校の教育活動に参画し、学校・地域・家庭が協働してこどもの成長を支援していこうという意識を高め、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
130	ひまわり会(特別支援教育支援事業)	学校教育課	特別支援学級の児童に対し、他校の児童との集団生活や交流、校外での体験活動を通じ、協調性や連帯感の育成、公共性や生活習慣の自立を図る。
131 新規	AI型ドリルの導入	学校教育課	AIを用いた学習ドリルを小学校6年生～中学校2年生までの児童生徒に導入し、真に個別最適化された学習により主体的な学びを実現します。
4	【再掲】 みんな活躍授業の推進	学校教育課	児童・生徒全員が考えを表現する機会を設ける等の授業改善を行っています。このことにより、「先生が教える授業ではなく、こども達が学ぶ授業へ」変革し、児童・生徒の主体性を育みます。

施策 No.8-2 居場所づくり

〈施策の方向性〉

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものですが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する必要があります。中津市では安全に安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでおり、こども・若者が自分の意思で来館できる児童館のほか、放課後児童の居場所の充実や地域の中での居場所としてこども食堂の開設支援等を通して、多様な居場所づくりを推進します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
8	【再掲】 児童館運営事業	子育て支援課	0歳から18歳までのこどもたちが、放課後や休日に自由に遊び、遊びを通じて多様な体験や交流をし、その成長を見守り、乳幼児期から思春期までの切れ目のない支援を行う児童福祉施設です。		
132 拡充	放課後児童健全育成事業	子育て支援課	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後や長期休業期間中に小学校の余裕教室や専用施設等で過ごし、児童の健全育成を行う場です。放課後子ども教室との連携や、学校等公共施設を活用した施設の確保を進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
133	放課後児童クラブ アドバイザー巡回事業	子育て支援課	放課後児童クラブアドバイザー2名を子育て支援課内に配置し、各クラブへの日々の巡回支援や放課後児童支援員に対する定期的な集合研修を実施し、保育の質の向上及び市と各クラブ間の連携促進を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	アドバイザーの人数		2人	2人	2人
134	放課後子ども教室	社会教育課	学校や公民館を活用して地域の指導者やボランティアを配置し、放課後や週末に学習支援や体験活動、地域住民との交流活動を行っています。放課後の居場所として、放課後児童クラブとの連携を進めます。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
135	放課後居場所緊急対策事業	子育て支援課	放課後の公民館や学校等に見守りスタッフを配置し、児童の入退館の把握や見守りを行うものであり、放課後児童クラブを補完する事業です。待機児童の解消を進めるとともに、過疎地域における持続可能な放課後のこどもの居場所としても積極的に実施していきます。		
32	【再掲】 こども食堂の開設支援	子育て支援課	こども食堂の新規開設や機能強化を支援する補助金を交付します。地域のこどもたちが食事や団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができるこどもの居場所づくりを進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	こども食堂の新規開設か所数		1か所	1か所	1か所
136	長期休業期間限定児童クラブ	子育て支援課	通年の放課後児童クラブに入所していないものの、長期休業期間中に保育ニーズのある小学校低学年児童について、期間限定の児童クラブを開設し、健全育成を図ります。		
137	児童クラブの人材確保のための短大等との協力	子育て支援課	開所時間の関係上確保が難しい放課後児童クラブの支援員について、市内の短期大学や高等学校と連携し、学生アルバイトの確保に努めます。		
138 新規	中津市放課後子ども総合プラン市内ワーキンググループ	子育て支援課	教育委員会と各市長部局が協力して放課後児童クラブの待機児童を解消するための受け皿を効率的に整備するため、関係各課が所管する施設に係る整備計画等の確認や調整を行うグループです。定期的な連絡調整に努めます。		
139 新規	中津市放課後児童クラブに係る学校施設等活用ガイドライン	子育て支援課 教育総務課	教育委員会、健康福祉部及び関係部局が連携し、学校施設を活用した放課後対策を推進するため、その具体的な指針についてガイドラインとして取りまとめます。文部科学省及びこども家庭庁の方針を踏まえ、安心・安全な放課後の居場所を確保していきます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	学校施設敷地内で実施する放課後児童クラブの支援単位数		13	16	20

施策 No.8-3

成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

〈施策の方向性〉

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する必要があります。中津市では、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
140	郷土愛のある人材の育成	社会教育課	中津市歴史博物館等を活用して、こどもたちが中津市の歴史や文化に触れる機会を提供し、自分が育ったまちに対して愛着や誇りを持ち、大人になったときに自らの手で地域を担う人材となるよう郷土愛を育てます。
141	産業教育の推進	学校教育課 社会教育課	地元企業や関係団体の協力の下、職場訪問や職場体験、社会人講話等を実施しているほか、職人フェスティバル等の体験の場を活用し、勤労観・職業観を育成するとともに、児童・生徒が将来の夢や希望を抱き、豊かな自己実現を図るためのキャリア教育を推進します。
142	ふるさと教育の推進	学校教育課 社会教育課	新中津市学校や中津市歴史博物館を活用する等、こどもたちが、故郷に愛着と誇りを持ち続けることができるよう、地域と学校が連携を強化し、校区の歴史や自然を学ぶ体験を重視した学習の機会を提供します。
143	世代間・異年齢間の交流の促進	社会教育課 学校教育課	学校や公民館等で、こどもを主体とした世代間・異年齢間の交流行事を行います。
144	中高生とこどものふれあい	子育て支援課	各こども関連施設において積極的に学生のインターンシップの受入れを行い、こどもと触れ合う機会を通して、こどもを生み育てるイメージを抱いてもらいます。
145	児童・生徒への選挙啓発	総務課	市内の小学校・中学校・高校に、選挙啓発ポスターの作成を依頼しています。児童・生徒が選挙について学び、政治を身近に感じることで、自分事として感じるができるよう、主権者教育を推進します。

施策 No.8-4 いじめ防止

〈施策の方向性〉

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。中津市では首長部局と教育委員会が連携し、全ての小中学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。また、加害の背景に虐待体験があったり、生活困窮の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易でないことも多いため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、また第三書による調査等、柔軟に調査や支援ができる体制を整備します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。
73	【再掲】 いじめ問題への対策強化	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会を設置し関係機関の連携を推進するとともに、教育委員会の諮問機関としていじめ問題専門委員会を設置することにより、第三者である専門家による調査や対応を可能としています。
74	【再掲】 いじめ相談窓口	学校教育課	大分県が開設する相談窓口「いじめ・不登校相談」、「24 時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口について、小中学生に1人1台配布されているタブレット端末を用いて、こども本人がいでもアクセスできる環境を整備しています。

施策 No.8-5

不登校の子どもへの支援

〈施策の方向性〉

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるように取り組む必要があります。中津市では、教育相談や実際に適応指導を行うことができる専門機関を設置しているほか、首長部局と教育委員会が定期的な情報交換をする場を設けることにより、福祉的な支援が必要な場合でも早期に対応できるよう取り組んでいます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
146	不登校未然防止の強化	学校教育課	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと積極的な連携を図り、深刻な事案に対しても早急に対応できる体制を整え、人間関係づくりプログラムの継続的な取組を通じて、不登校の未然防止に努めます。
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。
147	教育支援センター・ふれあい学級	学校教育課	不登校や不登校傾向にある児童生徒とその保護者に対し、学校ではない専門機関で教育相談や適応指導の指導・援助を行うことにより、児童生徒の学校への再登校や自立を図り、また保護者の心の安定を図ります。

基本施策9 青年期

〈現状と課題〉

- 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じる場合があります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。
- 行政による結婚支援の在り方についても、ライフコースが多様化している中、どのような支援が行政に求められているのか、社会経済状況の変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。



施策 No.9-1

結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

〈施策の方向性〉

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、行政が実施する出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援が必要です。中津市では現在、大分県と連携して広域的な出会いの場づくりの支援をしていますが、引き続き、効果的な行政による支援の在り方について調査・研究を行います。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
148	出会いの場づくり事業	総合政策課	市内の企業や団体と連携し、独身の男女を対象に出会いの場を提供しています。また、おおいた出会い応援プロジェクト「OITAえんむす部」の加入促進により、出会いの機会創出を図ります。
149	結婚祝い金・結婚新生活支援金	総合政策課	中津市が主催・共催した婚活イベントを通じて結婚し、中津市内に住む人に5万円相当の商品券を進呈しています。また、旧下毛地域に住む人(年齢・所得要件あり)に支援金を支給する「結婚新生活支援事業」も実施しています。

施策 No.9-2

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実や情報提供

〈施策の方向性〉

社会的弱者と言われる高齢者、障がい者、女性、こども等に比べて、若者への支援や相談機関が少ないのが現状です。しかし、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えやすい時期でもあり、誰にでも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに対応できる体制を構築する必要があります。中津市では、このような悩みを抱えている若者、ニートやひきこもり状態の若者に対して、関係機関が連携して多様な相談を受けることができる体制を構築しています。また、ライフマネジメントセミナーといったプッシュ型の若者支援も並行して実施していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
150	ひきこもり支援	福祉政策課	ひきこもり等の困難を抱えるこども・若者は、貧困・虐待・いじめ・不登校等の問題が相互に影響しあい、複合性・複雑性を有しています。関係機関が連携し多様な相談を受けることができる体制づくりに取り組みます。
19 拡充	【再掲】 在住外国人・留学生への 情報提供と生活支援	総合政策課 企業立地・ 雇用対策課	外国人の方が暮らしの様々な困りごとなどについて夜間や休日にも相談できる一元的な窓口を設置し、相談内容に応じて支援窓口へつなぐ等、適切な情報提供を行います。また、外国人を雇用する企業に対し、外国人が働きやすい環境整備のための支援を行います。
151 新規	ライフマネジメント セミナー	子育て支援課	結婚を考える若者や子育て世帯に対して、今後の人生において見込まれるライフイベントへの備えや金融の知識を身につけるためのセミナーを実施することで、安心してこどもを生み育てる機運醸成を図ります。
75	【再掲】 こころの悩み相談窓口	福祉支援課	先の見えない不安や、生きづらさを感じる等のこころの悩みについて、24 時間対応の電話窓口やSNS相談窓口を一覧にし、市のホームページで公開します。

基本目標④ 子育て当事者への支援に関する重要な施策

〈目指す姿〉

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。

〈基本施策〉

- 基本施策10 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 基本施策11 地域子育て支援、家庭教育支援
- 基本施策12 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- 基本施策13 ひとり親家庭への支援

基本施策10 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学前児童及び就学児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して自由意見を求めた設問について、カテゴリ別に分類すると、いずれも経済的支援を求める意見が最も多くありました。
- 子育てに係る経済的支援については、妊娠、医療、教育・保育等、多岐にわたるため、児童手当について次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けるとともに、幅広くニーズに合わせた支援メニューを揃えることが重要です。

施策 No.10-1

妊娠期から中等教育段階まで切れ目のない負担軽減

〈施策の方向性〉

教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、多子世帯の大学無償化など、国による子育ての負担軽減策が拡充されてきています。中津市においても、拡充された児童手当について次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けるとともに、更に多種多様な負担軽減策を設けることにより、こどもを産み育てやすいまちづくりを進めます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
27 拡充	【再掲】 児童手当	子育て支援課	高校生年代までのこどもを養育している人に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。
152	認可外保育施設への 助成	保育施設運営課	認可外保育施設を利用する児童や職員の健康診断及び調理員の細菌検査費用を助成しています。大分県と連携して、認可外保育施設の衛生・安全対策を図ります。
153	保育施設に係る多子世帯への保護者負担金の助成	保育施設運営課	国の幼児教育・保育の無償化と併せて、3歳未満の第2子以降保育料等の無償化（にこにこ保育支援事業）を実施し、各家庭が希望するこどもの数の実現を後押しします。
154 拡充	リフォーム支援事業	子育て支援課	子育て世帯の住環境の向上を図るため、子育て世帯や三世帯同居世帯が行う住宅改修工事費用の一部を補助しています。また、こどもが3人以上の多子世帯については補助上限額を引き上げて実施します。
155 新規	奨学金返還支援	地域振興・広聴課	Uターン促進として、奨学金の返還支援を行い、若年層の経済的負担の軽減を図ります。
95	【再掲】 予防接種費用助成	こども家庭センター	任意予防接種に係る費用助成をしています。赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の機会を利用して周知を行い、予防医療の推進に努めます。
31 拡充	【再掲】 こども医療費の助成	こども家庭センター	高校生年代以下のこどもの入院・通院医療費を助成しています。すべてのこどもが安心して医療が受けられるよう、医療費助成制度の充実に努めます。
156 拡充	不妊治療等の支援	こども家庭センター	保険適用治療と併用して実施した先進医療（大分県不妊治療費等助成と併用に限る）の助成に加え、不妊治療の保険適用外となる治療回数・年齢超過となった不妊治療費を妻の年齢にかかわらず一部追加助成します。また、不育症治療費の一部を助成します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
157	妊婦健康診査	こども家庭センター	妊婦に対し、健康診査受診票を 14 回分発行しています。妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」をめざし、健康診査の受診をサポートします。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
158	妊婦超音波検査受診票の交付	こども家庭センター	出産時 35 歳以上の妊婦を対象に超音波検査受診票を交付しています。妊娠の経過や胎児の発育状況の確認、母体の変化のチェック等により、安心して出産を迎えられるようサポートします。		
159	新生児聴覚検査受診票の交付	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付しています。新生児に対し聴覚スクリーニング検査を行うことにより、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。		
38	【再掲】 放課後児童クラブ 保護者負担金助成事業	子育て支援課	児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対し、大分県の事業として放課後児童クラブ保護者負担金の一部を助成しています。また少子化対策として、中津市独自でこどもが2人以上の多子世帯に対する助成も実施します。		
39 拡充	【再掲】 就学援助制度	学校教育課	こどもの就学に際して経済的な援助が必要な保護者へ、必要な費用を支給しています。		
41	【再掲】 中津市奨学資金	学校教育課	高校進学者及び准看護師養成所に進むもので、学業、人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難なものを対象に奨学資金を贈与します。		
160	未熟児養育医療給付	こども家庭センター	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする赤ちゃんに対して、必要な健康保険対象内の医療費を助成します。		
161 新規	妊婦のための支援給付	こども家庭センター	妊婦 1 人につき 5 万円、胎児 1 人につき 5 万円を支給します。妊娠期からの切れ目ない相談支援と組み合わせることで、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。		
162 新規	妊産婦健診等支援事業	こども家庭センター	自宅から産科医療機関までの距離が 20Km を超える妊産婦や医師の診断で産科医療機関が変更になった妊産婦の健診や出産に要する交通費等を支援する事で安心して出産できる環境づくりを推進します。		
163 新規	産婦健康診査	こども家庭センター	全ての産婦を対象に、産後2週間・産後1か月の産婦健康診査を費用助成する事で、産後初期の母子支援を強化します。		

基本施策11 地域子育て支援、家庭教育支援

〈現状と課題〉

- 国勢調査による中津市における最年少のこどもの年齢別共働き夫婦割合の推移を見ると、令和2年は「0歳」が 44.1%、「1～2歳」が 63.4%となっており、平成27年と比較すると共働き夫婦の割合が増加しており、子育てにあまり時間を割けない中でも行政からの必要な情報が届くよう、また各種手続きの簡素化等について工夫を凝らす必要があります。
- ライフスタイルの多様化や核家族化の進展等により、保育所に入所していない未就学児についても保護者の様々なニーズに対応できる一時預かり事業の充実が求められています。
- 各家庭にとって一番身近な各地域については本来、こどもや子育て家庭の課題を発見しやすい場所であるところ、昨今の地域コミュニティの希薄化により、地域の人々との顔の見える関係の構築及び情報共有が必要です。



施策 No.11-1

ICT を活用したプッシュ型の情報提供や申請手続き等の簡素化

〈施策の方向性〉

子育て期間中は、こども医療費助成、保育所、放課後児童クラブ等の各種申請手続きが多く、共働き世帯が増えたことや核家族化の進行により、時間に余裕のない保護者が増えてきています。現代の子育て世帯はスマホ等デジタルデバイスと親和性が高く、各種申請手続き等をICT化することによる時短・簡素化は欠かせません。申請手続きのオンライン化を進めるとともに、SNS、スマホアプリ、AIチャットボット及び各種WEBサービスを活用した情報発信により、申請手続きや情報発信の効率化を進めます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
164 拡充	広報やプロモーションの強化	子育て支援課	市報、情報誌、ホームページ、SNS、スマホアプリ等、様々な手段を用いて、中津市を挙げて子育てを応援していることをPRしています。こどもまんなか社会の実現に向け、機運醸成にも取り組みます。		
165	母子健康手帳型アプリの活用	子育て支援課	妊娠から出産・子育てまで全ての子育て世帯を切れ目なく支援するためのスマホアプリを活用し、各予防接種のタイミングで通知を行う機能などにより、プッシュ型の情報発信を行います。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	登録ユーザー数		1,423 人	1,900 人	2,200 人
166 新規	なかつ保育ガイド	保育施設運営課	保育施設の入所申込やオンライン手続きなどの問い合わせ窓口としてAIチャットボットを導入し、24 時間対応可能な窓口を設けます。		
167 新規	学校保護者間連絡アプリ	学校教育課	学校と保護者が連絡アプリでつながり、一斉送信ができる体制を整備することにより、日々の印刷・配布業務の手間削減や、緊急時の連絡の迅速化等を図ります。		
168 新規	オンラインカレンダーの活用	こども家庭センター	各子育て支援センターのイベント情報をオンラインカレンダーに掲載して情報発信しています。毎日忙しい子育て中の保護者であっても、空いた時間にピンポイントで、親子で遊べるイベントを探すことができます。		
169 新規	オンラインマップの活用	こども家庭センター	オンラインマップに子育て関連施設や赤ちゃんの駅登録店舗の情報を登録して公開しています。外出中であっても、スマホで近くの子育て関連施設が検索できます。街歩きにも活用いただけます。		

施策 No.11-2

一時預かり等の利用の促進

〈施策の方向性〉

国を挙げての待機児童対策や幼児教育・保育の無償化等により、共働き世帯への支援については大幅な拡充がされてきたところ、一方で保育園や幼稚園に通っていない小学校就学前のこども（無園児）への支援が手薄であるとされてきました。無園児は同世代のこどもと関わる機会が相対的に少なくなる傾向にあり、また保護者の育児負担や孤独感の解消も急務です。中津市では、保護者の就労状況に関わりなく利用できる一時預かり等の事業を実施しています。より使いやすい制度となるよう調査・研究していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
170	一時預かり事業	保育施設運営課	保護者の急な用事やリフレッシュしたい時等にこどもを預かる事業で、幼児教育・保育施設等で実施しています。今後は更なる利便性の向上に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
68 拡充	【再掲】 子育て短期支援事業	こども家庭センター	保護者の出張や冠婚葬祭、病気、育児疲れ等により、こどもの養育ができない場合に、児童養護施設、乳児院、里親において短期間の宿泊等でこどもを預かります。また、多様化するニーズに対応するため、親子での利用やこどもからの希望による利用など拡充を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
171	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター	こどもの預かり等の援助を希望する保護者と、援助を行うことを希望する人が相互に助け合う制度です。親しみやすく利用しやすい制度運用に努め、制度周知と利用促進を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
172 新規	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育施設運営課	3歳未満かつ保育所等保育施設に入所していないこどもについて、就労要件等が不要の定期的な保育を実施します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

施策 No.11-3

家庭教育支援及び地域子育て支援の推進

〈施策の方向性〉

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、また地域の中で子育て家庭が支えられるよう、中津市では様々な事業を実施しています。言うまでもなく、こどもの養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するものであり、正しい子育てができるよう子育て応援教室等を開催しています。一方で、核家族化が進み共働き世帯が増える中、地域での子育て支援もかせません。地域における子育て・親育てにつながる活動も推進していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
173	家庭教育の推進	社会教育課 小幡記念図書館 こども家庭センター	地域ごとに子育て支援センターや子育てサークル等と連携して、家庭教育学級を開催しています。また、図書館ではボランティアと協働して「おはなし会」や「あかちゃんタイム」、「赤ちゃんおはなし会」を実施し乳幼児期からの絵本に触れる機会を提供しています。
174	地域協育振興プラン推進事業	社会教育課	各校区に校区ネットワーク会議を設け、地域の特色を活かした地域協育振興プランを推進しています。
175	「ほめあうまち」の推進	社会教育課	学校・家庭・地域が一体となり、お互いにほめあうことを通して、人にやさしいコミュニティを創造しています。中津市 PTA 連合会と連携し「ほめまち授業」や「家庭教育ノススメ」の活動を通して、自分のよさとともに他人のよさを認めることができるこどもの育成と人権意識が高い地域住民の育成を図ります。
176	地域組織の活動支援	社会教育課 福祉政策課	PTA、子ども会、青少年健全育成会、民生児童委員協議会、地域婦人会、各種女性団体等の組織が、各地域で活動しており、地域全体でこどもの成長と子育て家庭を応援する取り組みを推奨します。
177	子育て応援教室	こども家庭センター 社会教育課	児童家庭支援センターと連携して、暴力や暴言ではない方法でこどもとコミュニケーションを取り正しいしつけを行えるよう、子育て応援教室を開催します。
178	地域を主体とした子育て・親育て	福祉政策課	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、様々な地域活動が推進されています。世代間交流や地域の寄合いの場としてのサロン、住民型有償サービスの活動等、地域における子育て・親育てにつながる活動を積極的に推進します。

基本施策12 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの 主体的な参画促進・拡大

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学前児童に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して自由意見を求めた設問について、カテゴリ別に分類すると、職場環境の改善等に係る意見が5番目に多い結果でした。
- 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する必要があります。
- 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて官民一体となって取り組むこととし、国の両立支援に関する各種施策を後押しするとともに、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押しできるよう機運の醸成に取り組めます。



施策 No.12-1

働き方改革の推進、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

〈施策の方向性〉

男性の家事・育児時間を増やす方法としては、長時間労働を是正し、働き方を柔軟化することが有効であるとされていますが、それとともに男性の意識改革も重要です。また、国が実施する「両立支援等助成金事業」は、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備等を行った場合に助成金を支給するものであり、男性が育児休業を取得しやすい環境整備を推進しています。中津市においても、市内企業に対して子育て世代が働きやすい環境を整備していただくよう機運醸成を図るとともに、女性の起業支援を行い様々な働き方の実現を後押ししています。また、中津市独自事業として有休の子の看護休暇制度を創設した企業に奨励金を交付する事業を実施しており、国・県・市・企業が連携して働き方改革を進めて行きます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
179	子育てと仕事両立支援事業	子育て支援課	国の両立支援等助成金と併せて、有休の子の看護休暇制度を創設した市内中小企業に奨励金を交付する事業を中津市独自で実施し、父母ともに子育てと仕事が両立できる社会の実現を目指します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	認定事業所数		20	25	30
6	【再掲】 「第3次中津市男女共同参画計画」の推進	人権・同和対策課	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。		
180	イクボス・イクメンの推進	企業立地・雇用対策課	子育て世代にとって働きやすい環境を作る「イクボス」や、子育てに積極的に関与する男性「イクメン」について、県と協働で市内事業者に推進しています。		
181 拡充	女性の起業支援	企業立地・雇用対策課	女性の創業の促進及び女性起業家同士の交流のため、女性起業家支援事業を実施しています。セミナーやフォローアップを実施するとともに、女性創業者への補助事業を実施し、女性の様々な分野での活躍を支援します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	中津市創業支援等事業計画に基づく年間創業者数(女性)		7	10	10
182 拡充	女性の新たな働き方の支援	企業立地・雇用対策課	女性起業家支援事業において自宅での創業等を支援するほか、大分県のテレワーク助成金や、サテライトオフィスにおける働き方改革の実施についての周知を行うことにより、子育てとの両立を可能にする女性のあらゆる働き方を支援します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
18	【再掲】 男女共同参画週間の取 り組み	人権・同和対策課	男女共同参画社会の実現に向けた標語コンクールや記念講演会、街頭キャンペーンを開催し、様々な方法で啓発活動を行います。
183	ファミリー向け料理教室 の開催	人権・同和対策課	「料理は女性が行うもの」という固定観念を払拭するため、ファミリー向け料理教室を各地域の公民館等で開催しています。
184	男性の家事・育児参画 の推進	子育て支援課 こども家庭センター	各子育て支援センターで、父親が参加しやすいイベントを企画し、父を含めた家族同士で触れ合える機会を設けることにより、父親の育児参加を促進する取組を行います。
185	父子健康手帳の配布 ママパパクラスの開催	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に希望者に父子健康手帳を配布しています。また、初めての出産を迎える夫婦を対象とした講習会や交流会を開催しています。



基本施策13 ひとり親家庭への支援

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学児童に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、暮らしの状況を質した設問について、ひとり親世帯では 72.6%が「苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）」という回答結果でした。
- 過半数が経済的に苦しいという状況の中で、金銭的な直接支援のほか、こどもにとってなるべく不利益が生じることがないよう、きめ細かく当事者に寄り添った相談支援が必要です。



施策 No.13-1 経済的支援

〈施策の方向性〉

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、経済的な自立の実現に結びつける必要があります。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも留意しなければなりません。中津市では、手当等による直接的な経済的支援のほか、子育てを援助する事業に対して助成することや就労支援等を行い、ひとり親が安心して自立に向かえる環境を整備します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
28 拡充	【再掲】 児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を援助し、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。
44	【再掲】 ひとり親家庭医療費 助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者と児童の医療費を助成しています。
36	【再掲】 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	こども家庭センター	ひとり親家庭等のこどもの修学のための資金、保護者等の資格取得のための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。
45	【再掲】 自立支援教育訓練 給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格や技能を取得する場合、指定教育講座の受講に係る費用を助成しています。
46	【再掲】 ひとり親家庭への 就労支援	子育て支援課	児童扶養手当の現況届受付期間中に中津市役所内にハローワーク中津の特設窓口を設置する等、児童扶養手当受給者を対象とした就職支援を行っています。
47	【再掲】 高等職業訓練促進 給付金	子育て支援課	ひとり親が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で6ヶ月以上修業する場合、就業期間中(上限4年)の生活費を支給します。
186	保育施設への優先入 所、保育料の軽減	保育施設運営課 子育て支援課	ひとり親家庭の就労支援の一環として、保育施設への優先入所や保育料の軽減を実施しています。

施策 No.13-2 相談支援

〈施策の方向性〉

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえ、市として相談しやすい環境を作ることや、手続き等についてなるべく負担をかけないような取組が求められています。中津市では、ひとり親への様々な支援を網羅的に掲載した「ひとり親家庭サポートブック」を作成することや、毎年の児童扶養手当現況届の面談機会を利用したプッシュ型の相談支援を行うとともに、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談窓口体制を構築しています。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
35	【再掲】 母子父子自立支援員	こども家庭センター	こども家庭センター内に母子父子自立支援員を1名配置し、住居や生活、就労、教育、DV等の関係機関と連携して支援しています。ひとり親家庭等のワンストップ相談窓口と位置付け、総合的かつ計画的な支援を行います。		
187	ひとり親家庭 サポートブック	子育て支援課	ひとり親家庭等への支援策を盛り込んだひとり親家庭サポートブックを作成し、対象世帯に配布しています。定期的に更新し、最新情報の提供に努めます。		
188	ひとり親へのあらゆる 機会を捉えた支援	子育て支援課	ホームページや市報による広報のほか、児童扶養手当現況届の面談機会を利用して、制度や施策を周知しています。		
37	【再掲】 ひとり親家庭のための 無料法律相談	こども家庭センター	大分県母子家庭等就業・自立支援センターと協働で、年に1回程度、無料法律相談会を開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		1回/年	1回/年	1回/年

指標一覧

No.	指標の内容	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
1	こども・若者会議 開催頻度	0回/年	1回/年	1回/年
2	赤ちゃんの駅 登録数	69 施設	72 施設	75 施設
3	屋外公園 遊具点検回数	4回/年	4回/年	4回/年
4	なかつ・こどもいきいきプレイルーム 年間利用者数	—	34,630 人	32,466 人
5	親子ふれあいイベント 年間開催数	1回/年	1回/年	1回/年
6	外国人の資格取得支援事業補助金 利用者数	3人	5人	5人
7	合同就職説明会等の年間参加者数	235 人	280 人	280 人
8	中津市創業支援等事業計画に基づく 年間創業者数(うち女性)	15 人(7 人)	20 人(10 人)	20 人(10 人)
9	要保護児童対策地域協議会 開催頻度	2回/年	2回/年	2回/年
10	こども食堂 新規開設か所数	1か所	1か所	1か所
11	ひとり親家庭のための無料法律相談 開催頻度	1回/年	1回/年	1回/年
12	巡回支援事業: 保育所等訪問支援事業 巡回支援を利用する施設の割合	30%	60%	90%
13	障がいのある児童を受け入れる施設の割合	70%	80%	90%
14	指定訪問看護事業所数	3事業所	4事業所	5事業所
15	保育コーディネーターを配置する保育施設の 割合	70%	80%	90%
16	保育所、幼稚園及び小学校の遊具点検回数	1回/年	1回/年	1回/年
17	保育事業 実施施設数	35 施設	35 施設	35 施設
18	休日保育事業 実施施設数	1施設	1施設	1施設
19	架け橋プログラムの周知 市内保育施設における研修会の実施	作成中	実施	実施
20	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーの周知	1回/年	1回/年	1回/年
21	放課後児童クラブアドバイザーの人数	2人	2人	2人
22	学校施設敷地内で実施する放課後児童クラブ 支援単位数	13	16	20
23	母子健康手帳型アプリ 登録ユーザー数	1,423 人	1,900 人	2,200 人
24	子育てと仕事両立応援事業 認定事業所数	20 事業所	25 事業所	30 事業所

